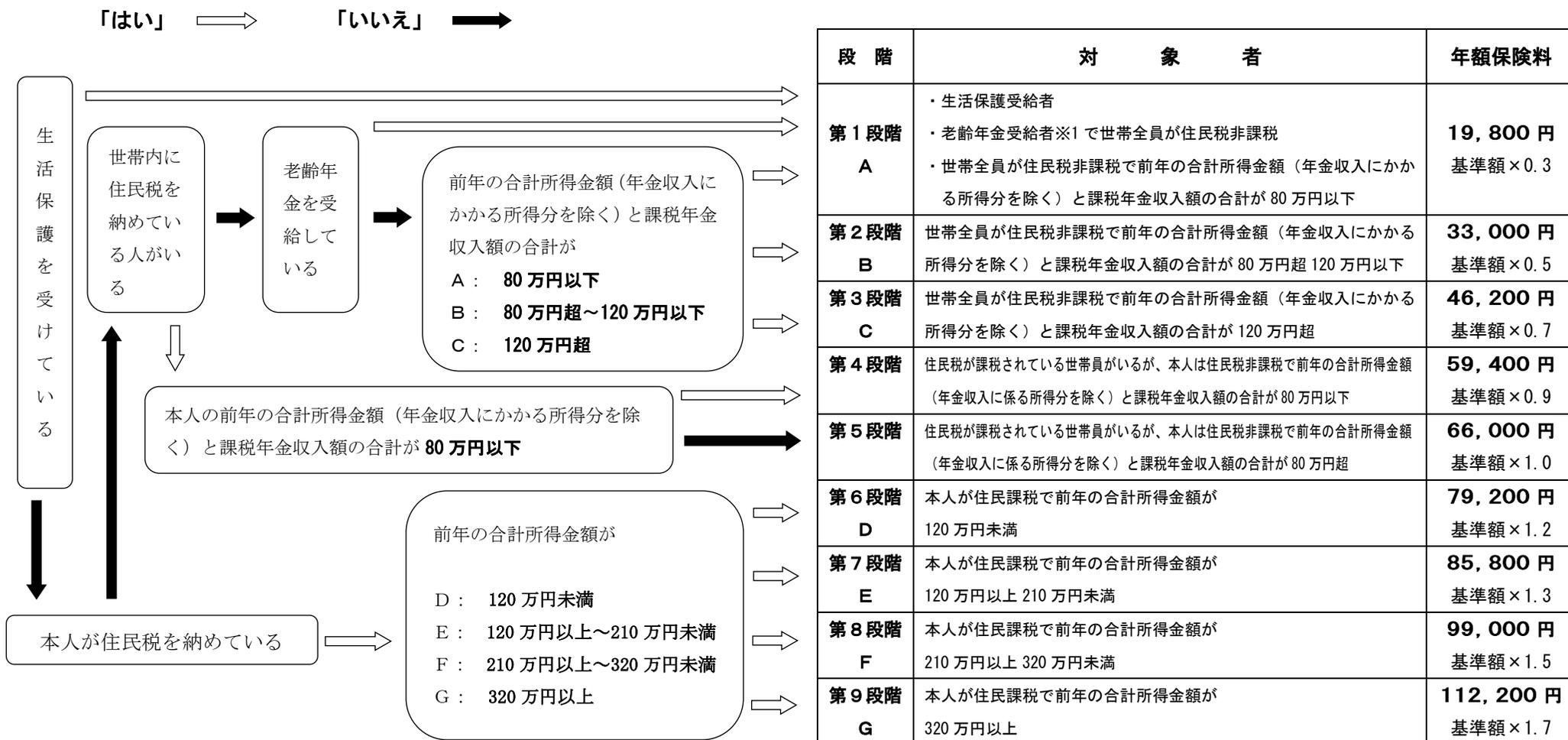


◆ 65歳以上のみなさまへ 介護保険料の納付にご協力ください ◆

川棚町の介護保険料基準額は年額 **66,000 円** (月額 5,500 円) です

◎保険料の算定の仕方

保険料は、前年の合計所得金額や住民税の課税状況等に応じて、次の9段階のいずれかになります。



※1 老齢福祉年金は、明治44年（1911年）4月1日以前に生まれた方が受けている年金です。

介護保険制度は皆さんの保険料で支えられています

Q 介護のサービスを利用しなくても介護保険料は納めないといけないの？

- A 介護のサービスを利用しているかどうかに関係なく、保険料は納めなければなりません。
介護保険は、40歳以上の人の保険料などを財源として、介護が必要となった人を社会全体で支える制度です。
また、保険料を滞納すると介護が必要になったときの利用者負担が引き上げられるなどの措置がとられます。保険料は、必ず納めましょう。

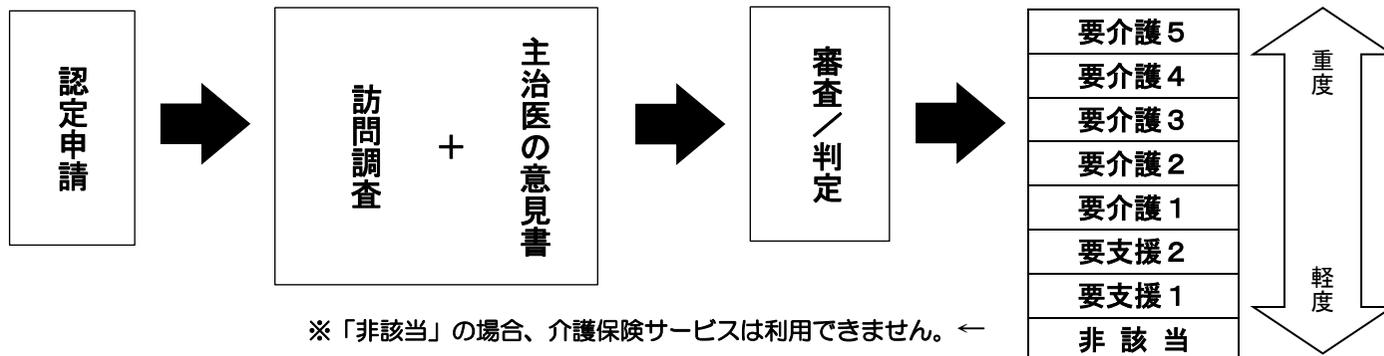
Q 介護保険料の納め方について、教えてください。

- A 介護保険料の納付方法は、①特別徴収と②普通徴収の2通りに分かります。
- ① 特別徴収は、「年金からの天引き」になります。（全国規模での事務となり、日本年金機構とのやり取りなどに時間がかかりますので、65歳に到達された方や転入された方については、特別徴収に切り替わるのが1年以上かかることもあります。）
- ② 普通徴収は、町から送付される「納付書」により納付する方法と金融機関等の預金口座から引き落としする「口座振替」によって納付する方法があります。
（口座振替を希望される場合は、金融機関等への申し込みが必要です。）

口座振替にすれば、納めに行く手間が省け納め忘れもなく安心です。

介護保険サービスを利用するには

介護保険サービスを利用するためには、役場で申請して「要介護認定」を受ける必要があります。
申請をすると、認定調査員が自宅や病院等を訪問して、日頃の心身の状況などについて調査を行います。その調査の結果と主治医の意見書をもとに、介護が必要な状態かどうか、また、どのくらいの介護が必要であるかを審査・判定します。



※「非該当」の場合、介護保険サービスは利用できません。←